



第1図「庄内海岸磯釣りの図」旅河家寄託史料 鶴岡市郷土資料館所蔵

〈特別寄稿〉

庄内藩の「鳥刺し」と「磯釣り」

鶴岡市郷土資料館 館長補佐

今野 章

一 はじめに

慶応三年（一八六七）九月十一日、鶴ヶ岡城下の藩校致道館において、約三十人の藩士・町医・町人らが切腹・死罪・嚴重押込・永牢・減録などの処分を申し渡されます。いわゆる「大山庄太夫一件」または「丁卯の大獄」と呼ばれる事件ですが、この事件の中心人物が天保から嘉永期まで江戸留守居などをつとめ、他藩からも高く手腕を評価された大山庄太夫という人物です。大山は江戸定府大山庄助の長子であり、幼少期から江戸で過ごし、その後、十代藩主の酒井忠器に見いだされ、江戸留守居役として三方領知替え一件後の幕府と藩の関係回復などに力を尽くします。しかしながら、嘉永七年（一八五四）三月に忠器が

逝去したことで状況が一変し、同年閏七月に突然江戸詰めを解かれ、鶴岡への帰国を命じられます。忸怩たる思いを抱いていたことは想像に難く、捲土重来を目指し、同志と語らい、再び藩政への復帰を画策しました。しかしながら、その企みは結局失敗に終わり、慶応二年（一八六六）十一月に自宅で自害しました。

さて、何故この話から始めるかというと、大山は定府詰めだったため、青年期に藩士たちの大半が熱狂する庄内藩特有の文化を体験していませんでした。その文化とは、今回紹介することとなる「鳥刺し」「磯釣り」をはじめとする、個人的あるいは集団的狩猟のことを指します。庄内ではそれらを総称して「殺生」と呼び、その成果のことを「勝負」と呼んでいました。例えば、竿を持った者同士、道ですれ違ふと「今日の勝負、どげでしたや（今日の成果はいかがでしたか）」という挨拶を交わすといった具合です。もし大山が幼少期を鶴ヶ岡城下で過ごし、鳥刺しや磯釣りを体験していたのであれば、鶴岡に戻された後、他の藩士たちと「勝負」を競いながら、政治だけに情熱を傾けることのない日々を過ごせたのではないかと、つい想像してしまうのです。結局のところ、大山の不運はそこだったのではないかと。そこで本稿では庄内藩士たちの共有する文化ともいうべき「殺生」のうち、特に「鳥刺し」と「磯釣り」を中心に紹介していきます。

二 「鳥刺し」「磯釣り」に対する藩の態度

明治期に編纂された『史談会速記録』第二四輯の中に庄内士族の荒賀直哉は致道館在学時のことを「学校に這入まする書生でも、月に六度は必ず野行をせねばならん」と振り返り、在学中、書生（生徒）たちは盛んに「鳥刺し」や「磯釣り」などの「殺生」を行っていたと語っています。

こうした日々の「野行（あるいは野合、野出）」を綴ったのが、秋保親友が著した『野合日記』上巻であり、ここには文化十一年（一八一四）から明治三年（一八七〇）までの五十数年間の「野行」の数々が記されています。上巻の巻頭には「野遊魚鳥獲記」と題した緒言がありますが、この中で「夫山野に鳥を追ひ、海川に釣網をなし、歩行を健にするは武用乃先務なり」と記されており、別の箇所でも「武用之一助」という表現が出てきます。勘違いされがちなのですが、実際のところ、藩では「鳥刺し」「磯釣り」などを奨励していたわけではありませんでした。そればかりか、過熱する「野行」に対し、享和二年（一八〇二）二月に藩の方では以下のような通達を出しています。

一、御家中の面々折節、近辺野合出之儀、希ニハ遠方致歩行之儀も武用之一助ニモ成り候ニ付、先ハ御用捨之事ニ候、然共野合に於いて、若し風俗を乱し、且つ無法成る仕形ニテ民間農業之妨ニ成り候事ハ勿論、田畑踏荒し、竹木等剪取、或ハ野火付之類之族、これ有るに於いて

ハ右用捨之筋ト甚だ齟齬致し候間、此末急度相
 慎み、子弟共も厚く申し聞き置かざるべく候
 （後略）

このように、藩の方では、「武用之一助」として「野行」に対しては「御用捨（容赦）」している程度の態度であり、決して奨励していたわけではないことが読み取れます。これに加え、天保十三年（一八四二）二月には「近來生へ出候族、甚敷相成り、前日又は宵之内より罷り越し、渡鳥中ハ小屋懸等致し、泊居候儀も相聞、以之外宜しからず候」として、前日から出掛けることを禁じていました。それにも関わらず、天保十四年（一八四三）九月、竹内主馬という藩士は雲雀の渡来の時期、通り道に網を仕掛けるべく、好獵場を他の藩士に横取りされないよう、夜通し仲間二人に陣取らせたことを藩に咎められ、「不埒な行い」として竹内家の嫡子としての立場を取り上げられ、外出禁止を命じられています。

また、藩士の処罰について記された『秋官志』という史料の文政十年（一八二七）の項に、同年十月に小室平右衛門と鈴木重次郎が加茂荒崎にて波にさらわれ、落命したことを藩に咎められ、それぞれ禄高を減らされたことが記されています。これを受けて、『野合日記』には文政十一年（一八二八）三月に出された藩の通達が記されており、そこには、「全く獲物ニ拘り候よりの事ニこれ有りや、兼テ遠足御ゆるしおかれ候御趣意に

も於かれ、如何に付、以来危き場ニ臨み申さず、互いに斟酌いたし候義、得と相弁じ心得違ひ申さず様」とあります。当時、藩士の間では成果を求める風潮が強かったらしく、藩ではそれを諫める通達を出さざるを得ない状況だったことが察せられます。こうした事例からも、決して藩として積極的に「殺生」全般を奨励していたわけではなかったことがわかるかと思えます。

三 「野合日記」に見る一年間の「野行」

庄内藩士たちは『野合日記』にある「鳥刺し」「磯釣り」だけを楽しんでいたわけではありませんでした。秋保親友は寛政十二年（一八〇〇）生まれであり、藩に出仕したのが天保九年（一八三八）でした。その間、藩校致道館に通っていたとはいえ、やはり月に六回以上、野に出ていたようで、例えば文政十二年（一八二九）は、次のとおり、八十三回ほど出掛けていました。

一月 金峯山・小真木参詣 1
 三月 鳥刺し 4 山仕合 3
 四月 鳥刺し 3 列卒のための下見 2 鵜取 1 山仕合 1 列卒 2
 五月 列卒 5 下見 2 鵜取 1 小鳥雛取 1 さなぶり（上の薬湯） 1 山鮎打 1 鰯網引 1
 六月 鰯網引 1 肴汁 1 鵜御用 2
 七月 鵜御用泊 17 雑魚汁 1 鵜取 1

八月 雑魚狩1 鵜御用泊16

九月 磯釣り3 ご海老取1

江戸登りの見送1 おいてり 追鳥3

十月 追鳥1 釣竿切1 雑魚力へ1

磯釣り1

十一月 磯釣り2

以下、個別に中身を説明いたします。まず、「山仕合」ですが、天保六年（一八三五）四月二十六日の記述によれば、藩主の御子様たちがその模様を御覧になったことが記されています。この日は六十六名が参加したとありますが、いずれかの武術稽古のことを指しているようです。

次に「列卒」ですが、これは藩主自らが陣頭に立つ、合戦形式の大きな鵜狩りのことで、藩士たちを東西に分け、より多く取った方が勝ちとなる、一大レクリエーションでした。その打ち上げを「さなぶり」と言い、この時は城下桧物町にある薬湯屋の二階で多くの藩士たちが集まって宴会を催したようです。また、親友は文政八年（一八二五）から同十二年まで「鵜御用」として、夏から秋にかけて領内を泊まり歩き、鵜が居る場所を探しています。九月二十二日の項には「是迄永々鵜御用相勤大儀被思召、御内々半桐地一反被下置、不存寄有難仕合申候」とあるように、藩主から長年の功績を労われています。さらに、秋から冬にかけて渡り鳥が飛来する季節には「追鳥」をしています。これは谷地あるいは藪の中に潜ん

で霞網で待ち構え、ムクドリやツグミなどの渡り鳥が一斉に突っ込んでくるところを文字通り、一網打尽にするというものでした。九月二十八日には、百羽を捕獲したとあります。

一方、鳥猟に対して漁猟の方ですが、五月に「山鮠打」「鱒網引」とあります。「山鮠」とはヤマメのことであり、大山川の上流の田川村の方で投網を打っていました。「鱒網引」とは羽黒山の麓の荒川が漁場であり、刺し網を仕掛け、そこに目掛け川鱒を追っていく感じでしょうか。大物が二匹獲れ、「風味甚だよし」と記されています。また、九月四日「ご海老取」とありますが、六日に磯釣りに出掛けていることから、予めエサを確保したことになります。十月の「雑魚力へ」とは、投網とすき網を使った漁のことで、この時は鮠（はや・ウグイ）や小魚を沢山獲ったとありますが、他の年ではドジョウやタナゴなどを獲る時もあったようです。江戸市中取締のために出府した松平造酒助の日記の元治二年（一八六五）三月二日の項に、江戸においても「雑魚力へ」に出掛けていたことが記されています。嬉々として網を持って出掛ける姿は、他藩の武士たちの眼に奇妙に映っていたのではないのでしょうか。

四 「鳥刺し」について

山崎誠助『鳥刺しの話』（鶴岡市教育委員会 二〇〇七）によれば、鳥刺し用の竹竿は三間（五・

四メートル）であり、これは一本竿ではなく、竿尻から一間の位置で二間の竿を逆継ぎしていたそうです。これは「しなり」を要求される釣り竿と大きく異なる特徴で、鳥刺しの竿には剛直さが必要でした。この部分が本体とすると、竿先には篠竹の先端から三尺（九〇センチメートル）程度に切ったものを真鍮の輪で固定させており（この部分は「目つぶし」と呼ばれていました）、この「目つぶし」にモチノキから取れる粘着力の強い糊を塗り、ここに付着させるように鳥を目掛けて竿を突いていくわけです。この動作が鎗術に繋がるということで、『野合日記』の文政十三年（一八三〇）三月二十日には夢極流稽古として、師匠の土屋正蔵をはじめとする門弟二十人が各村々に鳥刺しに出掛け、その獲物を持ち寄って鳥汁会を催したことが記されています。

また、『野合日記』に書かれた鳥刺しを読んでみると、大体三月から四月までの期間に集中しており、はじめの数年は一日の獲物が一桁だったのが、文政年間から徐々に上達し、天保八年（一八三七）三月二十八日には百三羽を捕まえています。当時、一日百羽を超えると名人と呼ばれたらしく、親友もその域に達していたことになります。その日の獲物を列挙すると「カシラ四七 アオジ三八 ホシロー ヒタキ一 コゲラー アトリニル リ三 セグイ七 バン一 ノチ二」という内訳になっており、この日は三瀬村と水無村を巡ったと

あります。これらの鳥たちは捕獲した本人が調理することになり、必要な処理を施し、網で焼いて砂糖醬油で味付けして食したと前掲の山崎氏の本には書かれています。

実際のところ、鳥刺しのフィールドは山ではなく村々でした。春になると畑に積み上げられた肥塚から大量に羽虫が発生し、それを狙って小鳥たちが村里に下りてきたところを待ち構え、鶺鴒^{もじり}のついた長竿で突いていたわけです。このため、藩士

たちが村々の畑を踏み荒らすことも度々あったようで、天保十五年（一八四四）二月から始まった「大山騒動」（庄内にある幕府領が庄内藩の預かり支配になることに反対した一揆）の訴文の中に「酒井様御家中様方釣獵、或ハ鳥捕、川漁・遊山に村々へ多く人数徘徊成られ候、其度毎度ニ御預所村々谷地・御林等悉く踏荒し、耕作付置き田畑等へ迄踏み込み度々これ有り」という文言が含まれていました。こうした史料を読むにつけ、百姓たちは鳥刺しを含めた「野行」に熱狂する藩士たちを内心では苦々しく思っていたと想像できる一方で、藩士たちも色んな村々に入ること、村ごとに違う百姓たちの生活を目にしていたことになり、領内の土地勘を養ったと思われるす。

五 「磯釣り」について

前掲の「野遊魚鳥獲記」には「凡そ殺生ハ武助を以て論すれハ御鷹野御列卒ハ格別、次ニハ鳥刺

しを第一とすべし、慰を以て云ときハ楽しみ釣ニまさるハなし」という文言があります。『野合日記』に川釣りが登場するのは慶応四年（一八六八）以降であり、釣りといえば大半は磯釣りを指すことになります。ただし、他の藩士が川釣りをしていなかったわけではなく、例えば松森胤保^{たけやす}が著した『百年間談』には、安政四年（一八五七）七月七日に自身が釣り上げた鮒の魚拓が貼り付けられています。

ところで、庄内藩士の釣り好きを物語るのに「名竿ハ刀より得難し」という有名なフレーズがあります。これは『野合日記』の天保四年（一八三三）十月一日の項に書かれたものですが、この日親友は酒田方面からの帰りに「竿切り」に出掛けており、名竿になり得そうな竹を二十本切り出しています。庄内の釣り人の竿に関するこだわりは、致道博物館の御隠殿に展示されている庄内竿の数々からうかがうことができるでしょう。

また、庄内で磯釣りといえは、クロダイが対象魚であるように思われますが、『野合日記』ではあまり大物釣りは見受けられず、天保二年（一八三二）九月四日と十三日に夜釣り、両日共にマダイを釣り上げた記録がある程度です。ただし、これ以降、大物を釣ったという記録がない一方で、実際に釣り上げている魚種は豊富です。例えば、天保五年（一八三四）十月には五回ほど磯釣りに出掛けていますが、モジロ（サヨリ）、カレイ、

サバ、イワシ、フグ、テンコ（メバル）、タナゴ、クロコ（メジナ）、シンジヨ（アイナメ）、アブラコ（クジメ）などを釣っています。親友はせっかく名竿を使っているのに、肝心のクロダイに出会えないのは、残念な気がしますが、日記からは大物狙いではなく、数多く釣ることを目的としていたと見受けられます。

六 おわりに

秋保親友は、安政三年（一八五六）から五年にかけて酒井奥之助を「野行」に誘うようになりま。庄内藩において、奥之助家は酒井玄蕃家^{げんぱ}と並んで、藩主家の連枝となる「両敬家」と呼ばれた特別な家柄であり、嘉永年間には家老を務めていました。今回『野合日記』を丁寧に読んでいたところ、安政三年五月五日、大山庄太夫も親友と奥之助と一緒に「堰干し」に誘われて、その場で捕まえた鮠や鮒、タナゴなどをご馳走になっていたという記述がありました。奥之助は庄太夫に同調していたため、慶応三年九月の判決の際は家禄を減らされていますが（ただし、奥之助は元治二年三月に死去、こういった「野行」に連れ出すなど、江戸生まれの庄太夫に自分たちが熱中した文化を体験させようとしていたのかもしれませんが、果たして、その時、庄太夫は無邪気に楽しめたか、それともあまり乗り気ではなかったのか。できれば前者であって欲しいと願ってしまいます。

資料紹介 県史資料室所蔵

『山形縣山形市街全圖』

作成元 五十嵐太右衛門

一 はじめに

県史資料室に明治十年（一八七七）三月十五日出版の『山形縣山形市街全圖』（写真1）があります。明治時代になり山形県ができた頃の山形市街の様子がわかるものです。この市街全圖から街の成り立ちを知る上で注目したい所を紹介したいと思います。

この市街全圖の元になった版木が山形市郷土館に保管されており、山形アーカイブ（山形大学附属博物館他）で、後年に印刷された『山形縣山形市街全圖』（山形市郷土館所蔵）を一般に紹介しています。この市街全圖の付記には「この地図の版木が最近、山形市内で発見され、市で買収保存している。当時は版を彫り起しただけで実際には印刷発行されなかつたもののようで、今回、武田副会長が苦心して印刷したのが、最初である。・昭和32年6月 山形市中央公民館内 山形市郷土研究会 印刷頒布」とあり、昭和三十三年（一九五七）に当時の山形市郷土研究会副会長

武田好吉氏によって印刷されたことがわかります。同様のものを山形大学附属博物館でも所蔵していますが、こちらには色刷りがなされています。昭和三十一年度に、県の組織に山形県史編さん部門が設置され編さん事業が始まりますが、県史資料室所蔵のものは、この頃に収集或いは寄贈されたものと考えられます。

県史資料室所蔵の市街全圖は木版刷りで作成され、縦三七センチメートル 横五四センチメートルの大きさで厚手上質紙に印刷されています。紙面には「明治十年二月十四日御届、明治十年三月十五日出版、編輯出版人 五十嵐太右衛門」とあります。この五十嵐太右衛門は、明治の初めに版元（屋号、八文字屋）として様々な出版事業に取り組んだ人物として知られています。

二 作られた時期

この市街全圖が作られた明治十年前後の県内の動きはどうだったのでしょうか。また作られたタイミングはどうだったのでしょうか。『山形県史』・『山形市史』によると、大まかに次のような動きがあったことがわかります。

明治三年（一八七〇）十月十九日 旧山形藩の東大手門前にある「新御殿」が県庁となる。

明治九年（一八七六）八月二十一日 統一山形県となり、三島通庸が初代県令となる。

明治九年九月十日 山形城三の丸東大手門跡

に新築再建した「公立病院」の竣工式を挙げる。
明治九年十月三日 三島県令が山形県庁に初登庁する。

明治九年十月二十九日 三島県令は、旅籠町旧万日寺跡に県庁と学校を新築することを布達する。

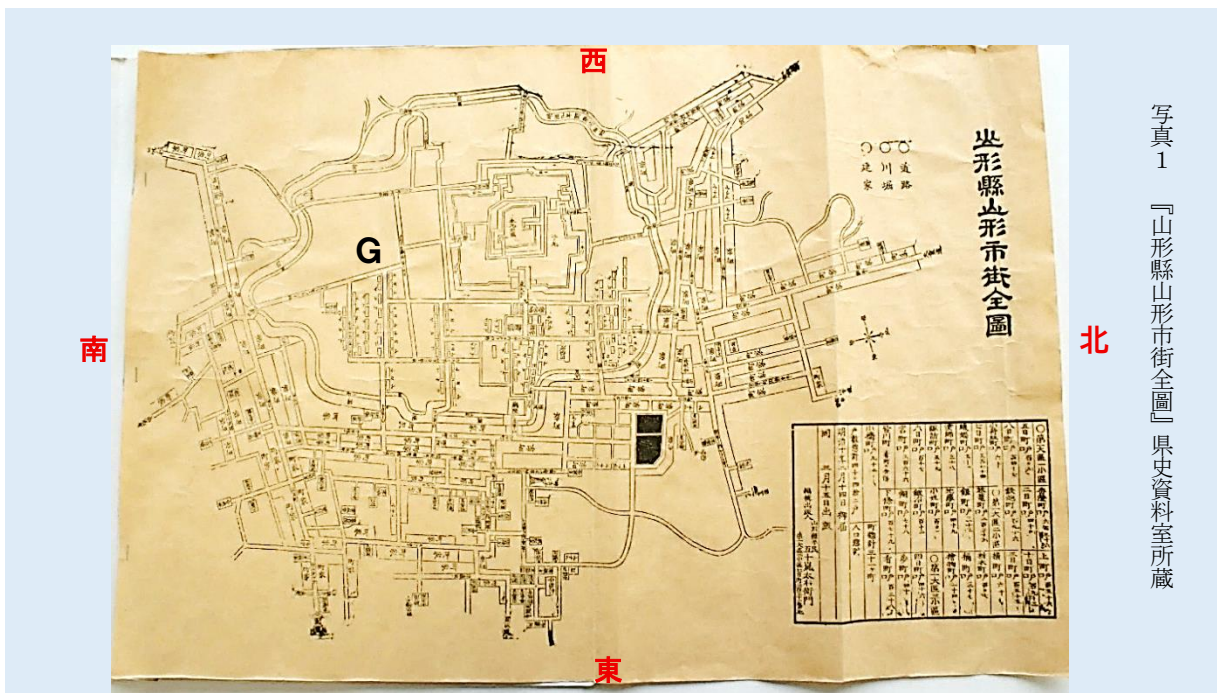
三島県令は県庁や学校などの敷地が確保されると建物の配置について、「旧山形市街外ニ於テ別ニ一区郭ヲ立テント君自ラ筆ヲ採ラレ縦横畧線ヲ区畫シ縣廳監獄師範學校病院等其位置整然トシテ確定ス」と自ら公共施設の配置を定めたとあります（『山形県史 資料篇二』「三島文書」）。

明治九年十一月三日 旅籠町旧万日寺跡で県庁舎新築の地鎮祭を挙げる。

明治九年十二月二十日 県庁舎新築の許可を受けるため、大久保利通内務卿に伺書「縣廳新築之義ニ付伺」を上申する。三島はこの伺書で県庁の位置について「別紙繪図面相添置候通土地高燥ニシテ眺望ニ適シ其位置山形市街ノ中央ニ当リ四方通衢ノ要衝ニテ實ニ至極ノ場所ニ有」と説明しました（『山形県史 資料篇二』「三島文書」）。

明治十年二月十四日 『山形縣山形市街全圖』の印刷許可の届けを出す。三月十五日出版。

明治十年三月十九日 県庁舎新築工事の着工。
市街全圖出版日は、まさに県庁新築工事着工の直前の日付にあたります。この市街全圖版木作成の期間は、おそらく新築を布達した明治九年十月

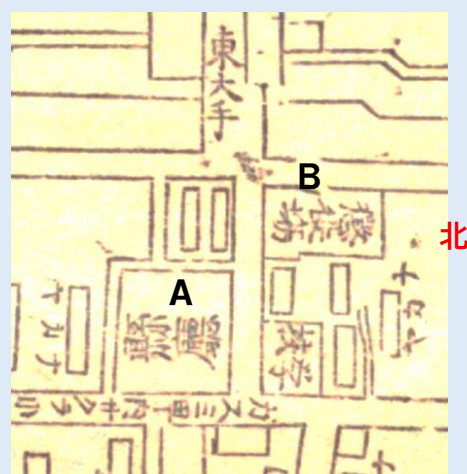


末から御届とある明治十年二月十四日の約四か月の間に作られたものと考えられます。山形市郷土研究会の後藤嘉一氏は、付記の中にこの市街全図について「新県庁敷地が決定すると同時に、三島県令は今の新築東通り、新築西通り、三島通りなどの新道を作ったり、七日町片町方面の区劃整理をしたりして山形市街の様相が一変してしまつたので、折角ここまで彫り起した版木は、もう印刷することが出来なくなつてしまつたのだらう。」と市街地の著しい変容のため、版木を作成したものの印刷することはなかったものと解説しています。一方で、山形大学の小幡圭祐氏は、山形大学附属博物館所蔵の市街全図は色刷りされていることから、当時実際に発行されたものと解しています（小幡圭祐二〇二一「山形県の県都を建設したのは三島通庸か？それとも薄井龍之か？」『山形史学研究』第49号）。後で印刷された市街全図を見ると、新県庁舎建築予定の場所が黒塗りとなっています。出版日の明治十年三月十五日は、まだ着工前であるため、明確に表記することができず、後で彫り込む予定だったのでしょうか。

三 注目したい所

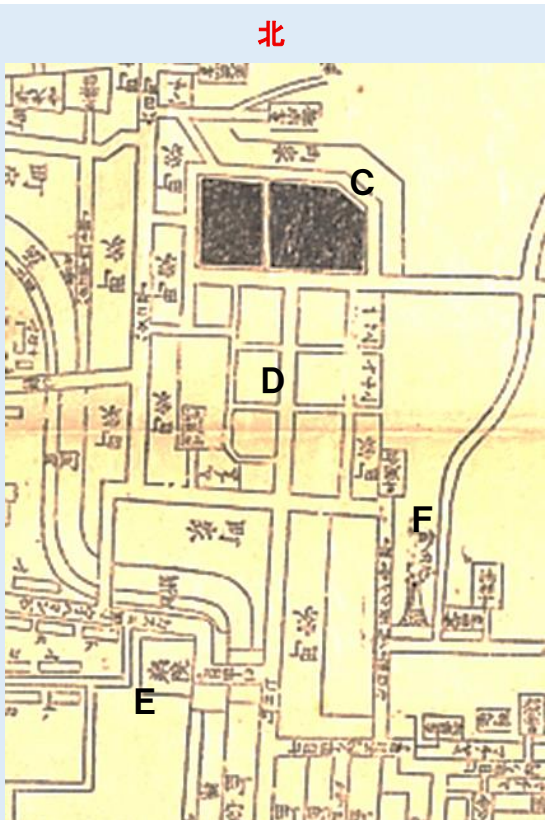
(一)「縣廳」・「懲役場」

山形城東大手門の東側に「縣廳」の表記がみられます（第1図A地点）。明治時代当初の山形県庁です。明治三年九月二十八日、最初の山形県が設置され、坊城俊章が山形県知事に任命されますが、この時県庁は旧山形藩の新御殿に置かれました。新御殿は山形藩の執政が行われたところで、場所は今のかきや銀行（元桜町支店）から至誠堂総合病院・豊烈神社にかけての区域になります。続いて東大手門の北側には「懲役場」が見えます。今の山形美術館がある場所です（第1図B地点）。懲役場とは刑務所のことです。ここは後に監獄所と改名されます。この場所は幕末の山形藩筆頭家老 水野三郎右衛門の屋敷があったところで



第1図 山形城東大手門前の拡大図

A 縣廳 B 懲役場



第2図 新県庁予定地及び官庁街予定地の拡大図

C 新県庁予定地 D 官庁予定地
E 病院 F 時鐘楼

「水野藩家老水野三郎右衛門宅址」の石碑(昭和二十九年建立)が残されています(写真2)。
(二)「新県庁予定地」・「病院」・「時鐘」
現在の文翔館のある場所(第2図C地点)が黒塗りになっています。新県庁舎の新築が正式に決



写真2

水野藩家老水野三郎右衛門宅址の碑

「病院」は今の山形市立病院済生館の位置に重なります(第2図E地点)。この場所はずもと山形城三の丸東大手門があつたところになります。明

定したら、彫り込み完成する予定だったのでと考えられます。注目したいのは新県庁予定地の南側(第2図D地点)、後に官庁街が整備される部分、しっかりと道路により区画され枠取りされていることです。新県庁舎建築前に既に区画整理が進んでいたことがわかります。新築する官庁街は、七日町の通りを北にまっすぐ延びたところに位置し、正面が新県庁となります。今、正面には文翔館がありますが、この景観は当時とほぼ同じです。

治九年九月に再建された「山形県公立病院」を示し、明治十二年(一八七九)一月八日改築開院となり、二月に太政大臣三条実美の揮毫によって「済生館」と名付けられ、掲額されました。また、七日町に時鐘の図柄が見られます(第2図F地点)。この場所に鐘楼が建ち、城下に時を知らせていたのでしょう。

(三) 現山形駅付近
現在の山形駅がある場所は、山形藩士族の長屋

	第一大区一小区	第一大区二小区	第一大区三小区
1	香澄町 636戸	横町 60戸	六日町 117戸
2	上町 156戸	七日町 374戸	鍛冶町 112戸
3	五日町 109戸	旅籠町 239戸	四日町 46戸
4	二日町 49戸	材木町 107戸	宮町 366戸
5	十日町 193戸	蠟燭町 51戸	銅町 78戸
6	八日町 147戸	銀町 33戸	歩町 40戸
7	鉄砲町 196戸	桶町 37戸	皆川町 肴町に合併
8	三日町 155戸	塗師町 38戸	下條町 179戸
9	小荷駄町 60戸	地藏町 49戸	肴町 138戸
10		檜物町 24戸	小橋町 92戸
11		諏訪町 59戸	
12		小姓町 102戸	
・町総計 三十一か町		・戸数総計 四千四拾二戸	

表1 明治10年の山形市街の町名と戸数

『山形縣山形市街全圖』右下表から作成

屋敷と空地が広がっていました。市街全図をみると空地と思われる無記名の部分が広がっていることが分かります（写真1G地点）。この広い空間は、明治三十四年（一九〇二）四月十一日の奥羽線山形駅開業によって、大きく変容していくこととなります。

（四）町家と町名

現在の旅籠町から七日町・十日町にかけての通り沿いには、町家が連なっていました。市街全図右下にある表（表1）によると、町数は総数三十一か町、戸数は四千四拾二戸とあります。表の上には大区小区の表記がありますが、これは明治五年（一八七二）十月十日の大蔵省布達により大区小区制がスタートし、山形県では同年十月二十三日に施行となり、三島県令就任後の明治九年十月五日に、県下を一〇大区、一〇〇小区と改めたことによります。第一大区は山形を含む地域になり、その中に小区が四ありました。

表1にある町名を見ると、商いが多かった七日町・十日町。三山参詣宿として賑わった三日町、八日町。参勤交代の宿駅で栄えた旅籠町。街道に並行して職人街である材木町・蠟燭町・銀町・塗師町・桶町・櫓物町・鍛冶町・銅町がみられます。一方、三の丸の「旧郭内」と呼ばれた士族の屋敷地は「香澄町」と名が変わり、後に木の実町・桜町・大手町・香澄町と区分されました。

四 その後

市街全図作成時は計画途上であつた山形県の新県庁は明治十年十一月三日に落成式が挙行されました。新築された県庁舎（写真3）からは、当時の威容をうかがい知ることができます。明治十二年には、計画された諸施設の新築工事は終わり、県令就任から四年の短期間で、三島がイメージしていた官庁街が完成しました。五十嵐太右衛門は、建物新築や新道整備が終わったことを受けて、山形市街の近代化の姿を伝えるべく、明治十四年（一八八二）八月に改めて『山形縣山形市街全圖』を発行しました。



写真3

明治10年に新築された県庁舎全景（現在の文翔館敷地）
（明治41年『山形県名勝誌』山形県編著より）

明治十四年九月二十二日に明治天皇が御巡幸のため県来され、九月二十九日から十月一日にかけて新しい山形の官庁街を眼にされました。三島はこの後、明治十五年（一八八二）一月二十五日に福島県令兼務となり、七月十三日に福島県令として転出となりました。

ここで紹介した明治十年の『山形縣山形市街全圖』は、まさに県令三島通庸により近代都市山形を作り上げようと工事が進められていたその時その状況を描いたものと言えます。この市街全図は、山形の街のつくりや変遷を辿り、さらに当時の地名を知る上で大切な文化遺産と言えるでしょう。

山形県

県史だより 第二十七号

令和七年十月二十三日発行

編集・発行

山形県総務部

高等教育政策・学事文書課分室 県史資料室

〒九九一―八五〇―

寒河江市大字西根字石川西三五五

村山総合支庁西村山地域振興局

電話 〇三三七―八三一―二二五

FAX 〇三三七―八三一―二二六